

糖尿病、高血圧などの生活習慣病は、初めのうちは症状や体調の変化はほとんどありません。気付かないまま、症状が進行した場合、心筋梗塞や脳卒中などの命に関わる病気を引き起こす可能性があります。

下田市の場合、働き盛りの 40～50 代の方の特定健診の受診率がとても低い状況です。若い頃から、特定健診を受診することで、自分の健康状態の変化を見逃さないことが重要です。

毎日の健康は「きづき」から ～特定健診～【予約制】

予約は 3 月 22 日（火）から
健康づくり係 ☎ 22217 へ



毎年受けよう特定健診！



コーケンくん

● 特定健診日程表

月 日	会 場	定 員
4/25（月）	賀茂医師会館	50 名
4/26（火）	市民文化会館 小ホール	100 名
4/27（水）		100 名
4/28（木）		100 名

● 受付時間

13 時～ 15 時
※ 20 分間隔で予約受付

● 料金

国民健康保険 1,000 円
後期高齢者医療保険 500 円

4 月の特定健診は 予約が必要です

対象者

40 歳以上の国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方

申込方法

直接窓口に来ていただくか、電話で予約をお願いします。

その他

予約受付後に採尿キットなどを送付いたします。注意事項など、詳細は同封する書類をご確認ください。

○ 健診を受診した後は

受診日から約 2 か月半後に結果を通知します。

結果によってメタボリックシンドロームの疑いがある方には特定保健指導という健康づくりに向けたプログラムもご用意していますので、ぜひご利用ください。

6 月からは各地区を回ります

6 月から 8 月にかけて公民館などで開催します。

※ 日程は後日お知らせします。

申込・問合せ先

市民保健課健康づくり係
☎ 22217
(5 番窓口)

固定資産税に関するお知らせ
平成 28 年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

土地及び家屋価格などの縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の平成 28 年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋の評価額と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。

縦覧することができる方

固定資産税を納めている方（納税者）とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人

縦覧期間

4 月 1 日（金）～ 5 月 2 日（月）

手数料

無料

本人確認

運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状（代理の場合）をご持参ください。

固定資産課税台帳の閲覧

平成 28 年度の固定資産税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。

閲覧することができる方

納税義務者とその同居家族、納税義務者の委任を受けた方、納税管理人及び土地や家屋を借りている方

閲覧期間

4 月 1 日（金）以降通年（平日）
8 時 30 分～ 17 時 15 分

手数料

5 月 2 日（月）まで無料
※ 5 月 6 日（金）からは有料
※ 両期間ともにコピーは別途（1 枚 10 円）

本人確認

運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状（代理の場合）、土地や家屋を借りている方はその契約書をご持参ください。

審査請求について

平成 28 年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。

詳細につきましては、納税通知書をご確認ください。

納期限内に納めましょう

固定資産税の第 1 期の納期限は 5 月 2 日（月）です。

問合せ先

税務課資産税係
☎ 22218
(窓口)